

2

国・県の情報化政策の動向

この章では、国及び静岡県における情報化政策の動向をまとめました。

1 国における情報化政策の動向

(1) わが国における情報化政策の変遷

平成 12 年（2000 年）、わが国で初めて情報通信技術の活用に係る基本理念及び基本方針を示した「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT 基本法）」が成立し、施行されました。

当初は基盤整備を政策の柱とし、その後利活用の推進に舵を切り、着実に高度情報通信ネットワーク社会の形成に図られてきました。IT 基本法の施行後 20 年余りが経過し、インターネットやスマートフォン等の情報通信技術が市民生活に欠かせないものとして定着し、情報通信技術により取得される様々なデータが社会経済活動の源泉として位置付けられるようになるなど、社会を取り巻く動向も大きく変化しています。

(図 1 参照)



図 1：わが国における IT 戦略の歩み（2021 年以降加筆あり）

出典：デジタル庁 第 1 回デジタル社会推進会議参考資料

(https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/digital/20210906_meting_promoting_07.pdf)

一方で、令和元年（2019年）12月以降に全世界で感染が拡大した新型コロナウイルス感染症は、わが国の社会経済にも大きな影響を及ぼしました。これまでのような活動はことごとく制限され、様々な場面で3密（密閉・密集・密接）を避けた行動様式が求められるようになるなど、社会や価値観に変容がみられるようになりました。（図2参照）

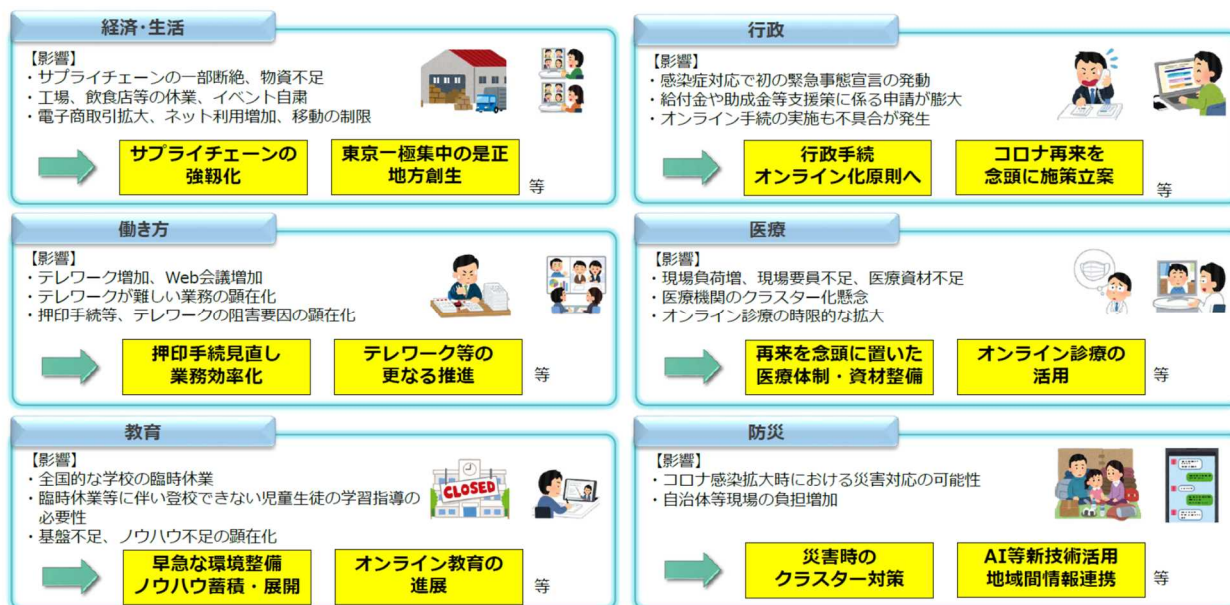


図2：新型コロナウイルス感染症がもたらした社会・価値観の変容

出典：高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）資料
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dai78/siryoul-1.pdf>

政府は、このような状況において、これまでの情報化政策を抜本的に見直し、コロナ禍におけるデジタル社会の形成を推進するため、IT基本法に代わる新たな基本法を制定するとともに、各省庁にまたがっていた情報化推進部門を統合したデジタル庁を新たに設置するなど、これまで以上に強力でデジタル化を推進する姿勢を示しています。



(2) デジタル社会形成基本法

令和3年(2021年)5月、IT基本法に代わりデジタル化を推進するための基本理念及び基本方針が示された「デジタル社会形成基本法」が成立し、同年9月1日に施行されました。

この法律は、デジタル社会の形成による経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現等を目的として、デジタル社会の形成に関する基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の策定について規定したものです。政府は、この法律によりデジタル社会の形成の基本的枠組みを明らかにし、これに基づき施策を推進することとしています。(図3参照)

趣旨

デジタル社会の形成が、我が国の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するため、デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の作成について定める。

概要

1. デジタル社会

「デジタル社会」を、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、**先端的な技術をはじめとする情報通信技術を用いて電磁的記録として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用**することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会と定義する。

2. 基本理念

デジタル社会の形成に関し、**ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現、利用の機会等の格差の是正、個人及び法人の権利利益の保護**等の基本理念を規定する。

3. 国、地方公共団体及び事業者の責務

デジタル社会の形成に関し、**国、地方公共団体及び事業者の責務**等を規定する。

4. 施策の策定に係る基本方針

デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、**多様な主体による情報の円滑な流通の確保**(データの標準化等)、**アクセシビリティの確保**、**人材の育成**、**生産性や国民生活の利便性の向上**、**国民による国及び地方公共団体が保有する情報の活用**、**公的基礎情報データベース(ベース・レジストリ)の整備**、**サイバーセキュリティの確保**、**個人情報の保護**等のために必要な措置が講じられるべき旨を規定する。

5. デジタル庁の設置等

別に法律で定めるところにより**内閣にデジタル庁を設置**し、政府が**デジタル社会の形成に関する重点計画**を作成する。

6. 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の廃止等

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(IT基本法)を**廃止**するほか、関係法律の規定の整備を行う。

7. 施行期日

令和3年9月1日

図3：デジタル社会形成基本法の概要

出典：デジタル庁 第1回デジタル社会推進会議参考資料

(https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/digital/20210906_meeting_promoting_07.pdf)

(3) デジタル社会の実現に向けた重点計画

「デジタル社会形成基本法」の成立を受け、政府のデジタル社会形成に向けた重点計画として「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が令和3年（2021年）12月に閣議決定されました。

この計画は、デジタル社会の目指すビジョンである「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」の実現を目指すとともに、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めるための指針を示したものです。

徹底した国民目線で行政サービスを刷新すること等により、誰もがデジタルの恩恵を受けることのできる社会や、地方においてもデジタルによる恩恵が受けられる社会に向け、さらには、自然災害や感染症等に際しての強靱性の確保や、少子高齢化等の社会的な課題への対応のためにも、国、地方公共団体、民間事業者その他の関係者が一丸となって取り組むことをうたっています。

重点計画の施策体系が、次のように示されています。（図4参照）

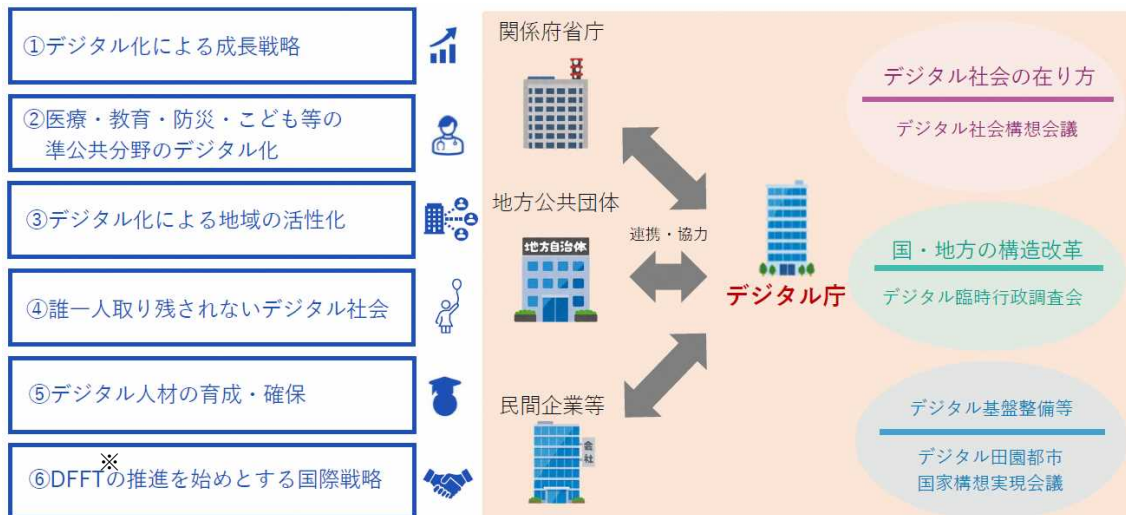


図4：デジタルにより目指す社会の姿（デジタル社会の実現に向けた重点計画より）

出典：デジタル庁 デジタル社会の実現に向けた重点計画
(<https://www.digital.go.jp/policies/priority-policy-program>)

(4)自治体 DX 推進計画

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が掲げる目指すべきデジタル社会のビジョンの実現に向けた自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化した「自治体DX推進計画」が令和2年（2020年）12月に策定されました。（図5参照）

また「自治体DX推進計画」を踏まえ、自治体が着実にDXに取り組めるよう、「自治体DX推進手順書」が作成され、令和3年（2021年）7月に公表されました。

これらの計画に基づき、デジタル社会の構築に向けた取組を全自治体において着実に進めていくことが求められています。

重点取組事項	国の主な支援策等
① 自治体の情報システムの標準化・共通化 目標時期を 2025年度 とし、「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向けた検討を踏まえ、 基幹系17業務システムについて国の策定する標準仕様 に準拠したシステムへ移行	・自治体の主要な17業務を処理する システムの標準仕様 を、デジタル庁が策定する基本方針の下、関係府省において作成【 関係府省 】 ・自治体の情報システムの標準化・共通化を実効的に推進するための 法律案を2021年通常国会に提出 【 総務省・内閣官房 】 ・国において「(仮称)Gov-Cloud」を構築【 内閣官房 】 ・2020年度第3次 補正予算 において、クラウド活用を原則とした標準化・共通化に向けた 自治体の取組を支援（国費10/10 1508.6億円 2025年度まで） 【 総務省 】
② マイナンバーカードの普及促進 2022年度末までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを目指し、交付円滑化計画に基づき、 申請を促進するとともに交付体制を充実	・個人番号カード交付事務費補助金により、人件費の増や窓口の増設などに要する経費について支援【 総務省 】 ・2020年度第3次 補正予算 において、 出張申請受付等による申請促進や臨時交付窓口等の交付体制のさらなる充実 に対する支援を実施(783.3億円)【 総務省 】
③ 自治体の行政手続のオンライン化 2022年度末を目指して、主に住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される 手続(31手続) について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能に (※子育て(15手続)、介護(11手続)、被災者支援(罹災証明書)、自動車保有(4手続)の計31手続)	・ マイナポータルに自治体との接続機能等を実装 【 内閣府 】 ・ マイナポータルのUI・UX改善 【 内閣府 】 ・2020年度第3次 補正予算 において、子育て、介護等の手続について、マイナポータルと 自治体の基幹システムとの接続を支援（国費1/2 249.9億円 2022年度まで） 【 総務省 】
④ 自治体のAI・RPAの利用推進 ①、③による業務見直し等を契機に、 AI・RPA導入ガイドブック を参考に、 AIやRPAを導入・活用を推進	・AI・RPA導入ガイドブックの策定【 総務省 】 ・AI・RPA等のICTを活用した業務プロセスの標準モデルを構築(自治体スマートプロジェクト事業)【 総務省 】 ・ [再掲]デジタル人材の確保・育成 【 総務省・内閣官房 】
⑤ テレワークの推進 テレワーク導入事例やセキュリティポリシーガイドライン等を参考に、 テレワークの導入・活用を推進 ①、③による業務見直し等に合わせ、対象業務を拡大	・テレワーク導入円滑化のためのセキュリティポリシーガイドラインの改定【 総務省 】 ・LGWAN・ASPIによるテレワーク環境の提供【 総務省 】 ・テレワーク導入事例等の提供【 総務省 】
⑥ セキュリティ対策の徹底 改定セキュリティポリシーガイドラインを踏まえ、 適切にセキュリティポリシーの見直し を行い、セキュリティ対策を徹底	・2020年にセキュリティポリシーガイドラインの改定【 総務省 】 ・自治体の標準化・共通化を踏まえ、「 三層の対策 」の抜本的見直しを含めた新たなセキュリティ対策の在り方の検討【 総務省 】 ・2020年度第3次 補正予算 において、次期自治体情報セキュリティクラウドへの移行を支援(国費1/2 29.3億円 2022年度まで)【 総務省 】

【自治体DXの取組みとあわせて取り組むべき事項】

取組事項	国の主な支援策等
① 地域社会のデジタル化 デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進	・デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、新たに「 地域デジタル社会推進費(仮称) 」2000億円を計上(2021・2022年度 うち、道府県分800億円程度、市町村分1,200億円程度)【 総務省 】
② デジタルデバйд対策 「デジタル活用支援員」の周知・連携 、NPOや地域おこし協力隊等地域の幅広い関係者と連携した 地域住民に対するきめ細やかなデジタル活用支援	・携帯ショップ等が主体となる「 デジタル活用支援員 」によって、オンラインによる行政手続・サービスの利用方法等に関する助言・相談等を実施【 総務省 】 ・ [再掲] デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、新たに「地域デジタル社会推進費(仮称)」2000億円を計上(2021・2022年度 うち、道府県分800億円程度、市町村分1,200億円程度) 【 総務省 】

図5：自治体DX推進計画 重点取組事項

出典：総務省 自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画（概要）
https://www.soumu.go.jp/main_content/000727133.pdf

2 静岡県における情報化政策の動向

(1)ふじのくに DX 推進計画

静岡県は、平成 30 年（2018 年）3 月に策定された静岡県高度情報化基本計画（ICT 戦略 2018）官民データ活用推進計画に代わる計画として、令和 4 年（2022 年）3 月に「ふじのくにDX推進計画」を策定しました。

この計画では、基本理念として「誰にも優しく、誰もが便利に、安全・安心、そして豊かに」をうたい、基本理念に基づき地域社会、市町、県庁の三つのフィールドにおいて政策（施策）を展開し、10 年後の目指す姿を実現することとしています。そしてこの計画は、その実現に向けた第 1 段階として位置付け、目指す姿の実現に向けた具体策としてデバインド対策の実施やデジタル技術の実装など五つの政策の柱に基づきデジタル化を推進することとしています。（図 6 参照）

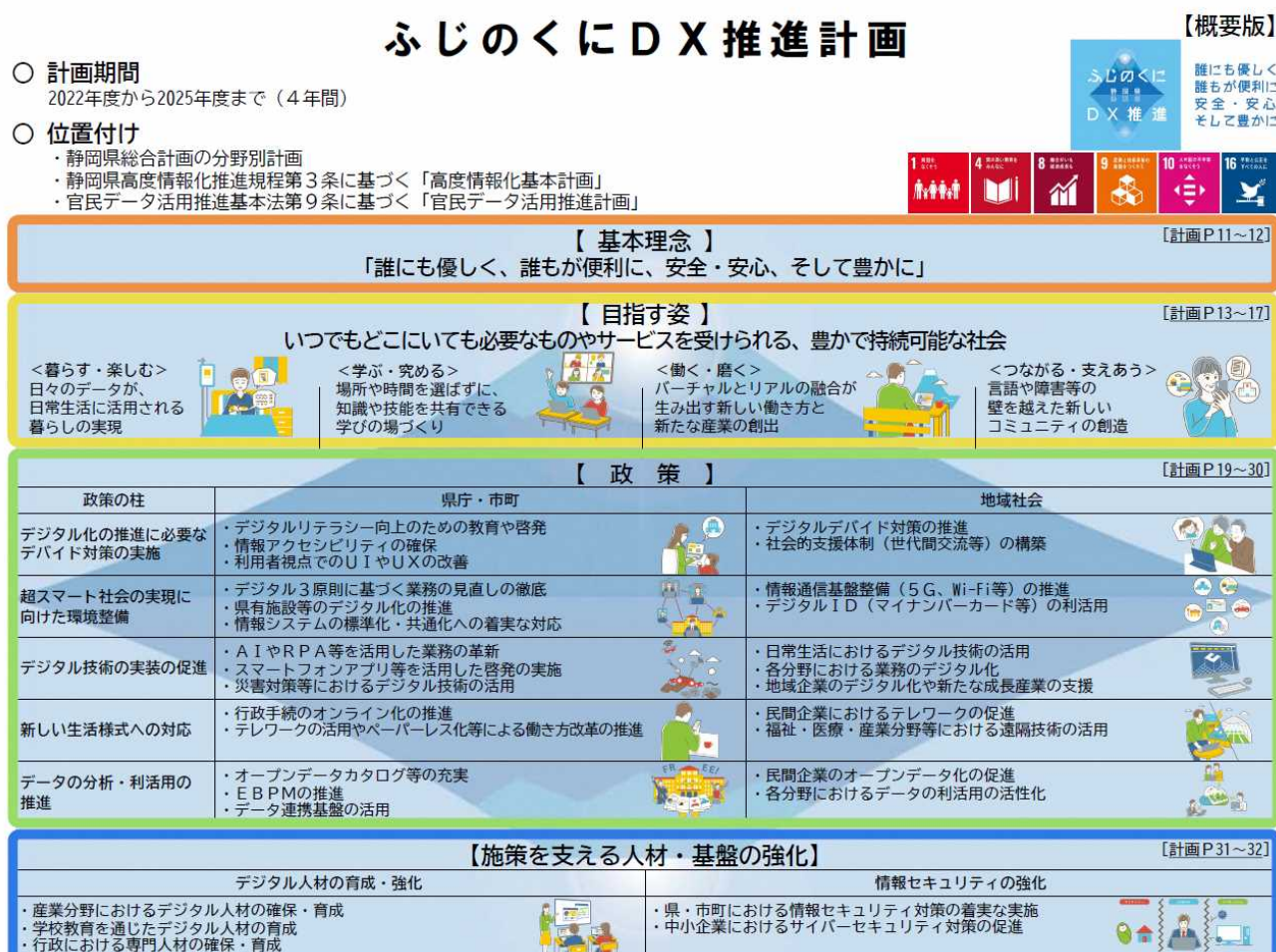


図 6：ふじのくにDX推進計画 概要

出典：静岡県デジタル戦略課

(<http://www.pref.shizuoka.jp/kikaku/ki-510/kihon/dxsuishin.html>)

(2)ふじのくにデジタル化事業

静岡県は、県庁や社会全体のデジタル化を推進するため、県庁内の各部局が抱える様々な課題に対して、デジタル戦略顧問団や民間企業の知見を生かし、分野横断的に解決を図ることを目的として「ふじのくにデジタル化事業」を実施しています。

この事業では、県デジタル戦略課と各部局事業課、デジタル戦略顧問団が連携して課題解決方法を検討・実証し、本格的な導入につなげることをねらいとしており、ふじのくにDX推進計画の基本理念に沿った取組を展開しています。主な取組内容として、各種調査照会の簡素化など業務効率化に関するものや電子申請、電子収納、電子決裁などオンライン手続の利用促進、AI活用によるFAQの充実など情報発信の強化等が挙げられます。(図7参照)

(単位：千円)

件名	内容	概算費用
県庁入口エリアのデジタル化 (広聴広報課)	県民サービスセンターに県庁案内に関するデジタルサイネージ等を導入	5,000
産業創造コミュニティプラットフォームの創設 (産業政策課)	県内企業向けの支援制度情報の提供や異業種との交流の場をオンライン上に創設	5,000
漁船操業情報を利用した海底地形図作成 (港湾企画課)	漁船に設置した機器から水深や位置データ等を取得し、海底地形図及び漁業支援データ(水温マップ)を作成	5,000
交通結節点における交通情報等の発信 (地域交通課)	タッチパネル型端末を設置し、リモートコンシェルジュ等による、公共交通利用の円滑化及び地域振興(観光地のPR等)に寄与する情報の発信	8,000
浄水場の残留塩素濃度を与える外的要因調査 (企業局西部事務所)	水温や気温、日光照射量等のデータに基づく水質管理薬剤注入率決定の自動化	8,500
図書館のデジタル化 (教委県立中央図書館)	図書貸出カードの電子化(スマホ表示)や電子書籍の貸出など、デジタルツールを図書館機能、図書館業務に活用	10,000
計 (6件)		41,500

図7：ふじのくにデジタル化事業 令和3年度の取組内容

出典：静岡県デジタル戦略課